経済価値ベースのソルベンシー規制
―導入に向けた検討事項―

【第3回】ICSの概要

有限責任あずさ監査法人
マネジャー
加藤　真也

1．はじめに

全8回のうち、3回目に当たる今回は、2019年11月から20年6月にかけて保険監督者国際機構（以下、IAIS）が公表した保険会社向けの国際資本規制であるICS Version2・0（以下、ICS2・0）についての解説を行う。このICS2・0に基づいた日本での新資本規制の検討状況については、第2回の記事で述べたとおりである。経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議（以下、有識者会議）の報告書においては、「国内規制の標準モデルについては、ICSをベースとして設計することが考えられる」とされており、保険会社は今後の新規制への移行にあたってベースとなるICS2・0についての理解を深めておくことが有益であると考えられる。

2．ICS2・0の位置づけ

IAISは国際的に活動する保険グループ（IAIG）に対する国際的な資本規制としてICSの開発を10年代から行ってきた。開発開始からこれまでに複数のコンサルテーション・ペーパーの作成やフィールドテストを通して評価手法が固められてきている。これらの結果をまとめ19年11月のIAIS総会において採択されたICS2・0は、20年から24年の5年間にわたるモニタリング期間を経た後に25年から資本規制として適用される予定となっている。ただし、各国の規制当局がどのように法制化するかについては裁量の余地が認められているため、第2回の記事で説明したとおり有識者会議においてICS2・0に基づいて日本の規制をどのようなものにするかという議論が行われた。

3．ICS2・0の概要

ICS2・0は、図表1のとおり経済価値ベースで評価したバランスシートにおける適格資本と所要資本を比較することで保険会社の健全性を確認することを基本的な枠組みとしている。

そのため、ICSバランスシートの作成においては資産も負債も経済価値の評価が必要となる。このうち資産については現行の決算においても金融商品の時価を開示しているため、比較的計算の負荷は低いと想定される。一方で保険負債の評価については、日本基準の責任準備金計算はロック・イン方式で行われるため、ICSバランスシートの作成にあたって現行実務からの大きな変更が必要となるケースが多いと想定される。

保険負債の経済価値評価は、具体的には将来キャッシュ・フローを所定のイールドカーブで割り引いて評価した現在価値にマージン（以下、MOCE）を上乗せすることで行うこととされている。MOCEの評価については、ICS2・0ではパーセンタイル法により行うこととされており、所要資本が求まればMOCEへの変換の計算負荷自体はほとんどないと考えられる。

所要資本は、リスクの種類に応じてそれぞれファクター方式、ストレス方式、モデル方式、シナリオ方式による測定が求められており、これらの算出結果を分散共分散法により統合することで評価される。このうちストレス方式のリスク量計算においても将来キャッシュ・フローの見積りが必要となる。

適格資本は、上記で算出されたICSバランスシートから算出される適格資本リソースにTierごとの算入上限を加味することで計算される。

これらの計算要素をまとめると図表2のとおりとなる。

前述のとおり日本基準の責任準備金計算では将来キャッシュ・フローの計算が直接的には要求されていないため、各社においては対応を検討する必要があるかもしれない。この検討にあたっては、保険計理人の行う1号収支分析や過去に行ってきたフィールドテストの検討資料が参考になると考えられる。また、IFRS17の導入を検討している会社にあっては、そちらでの検討資料も有用であるかもしれない。

4．ICSについてのこれまでの議論

ICSは検討開始以来多くの議論が行われた末に昨年ICS2・0の形で採択された。ここではICSについての過去の検討論点のうちのいくつかを紹介する。

まず、ICSは上記で説明したような将来キャッシュ・フローに基づいた計算手法をMAVアプローチと呼んでいる。これに加えて、既存の会計数値を調整して算出するGAAP Plusアプローチの二つが平行して議論されてきた。このうちGAAP Plusについては、25年までのモニタリング期間中監督当局がオプションとして選択し、追加的な報告として用いることができるものという位置づけで整理された。さらに、米国ではアグリゲーションメソッドと呼ばれる独自の手法の開発が進められており、24年までのモニタリング期間の中でMAVアプローチとの比較可能性の評価が行われることになっている。

また、計測手法についても多くの議論が行われてきた。例えば、MOCEについてICS2・0ではパーセンタイル法による評価が採用されたが、過去には資本コスト法による評価とあわせて検討が行われてきた。ICS2・0では最終的にパーセンタイル法で決着したものの、この点はモニタリング期間においても引き続き議論の対象となるかもしれない。

5．まとめ

第3回目の今回はICS2・0の概要について解説を行った。ICS2・0は日本の新規制の標準モデルのベースとして位置づけられており、またこれまでの日本基準でのロック・イン方式による責任準備金評価とは大きく異なる保険負債評価を求めるものであるため、国内の保険会社はICS2・0についての今後の議論に注視していくことが重要であると考えられる。

次回は、有識者会議で議論された数理的論点として、日本の規制を考えるうえで国際的な標準モデルであるICSに対してどのような修正が検討されたかの解説を行う。

（なお、本稿内容については20年9月末時点での調査情報に基づいていることにご留意いただきたい）

（つづく）

◇

【加藤真也（かとう・しんや）氏のプロフィール】日本アクチュアリー会正会員、CERA。2017年KPMG（あずさ監査法人）入所。大手外資系損害保険会社の保険数理部門・商品開発部門に通算5年間在籍し、保険計理人業務、経済価値ベースのソルベンシー規制対応（フィールドテスト）、料率算定業務などの実務経験を積んだ。あずさ監査法人移籍後は、国内外の保険会社・公的金融機関に対し、責任準備金の監査業務に従事する他、IFRS17コンバージョン・規制対応・リスク管理等のアドバイザリー業務を担当。
【専門分野】保険数理、保険規制、IFRS17、ERMなど。

図表１　ＩＣＳ２.０の枠組み

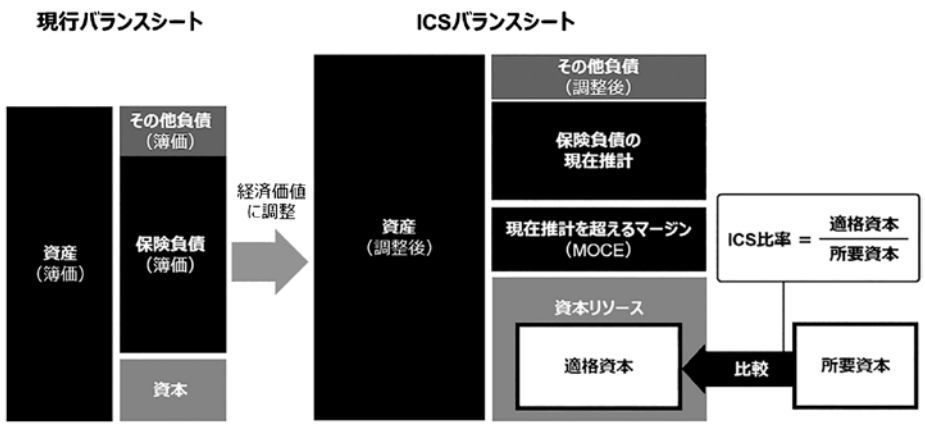

図表２　各計算要素の概要

計算要素	要素の意味	計算方法
保険負債の現在推計	経済価値ベースで評価した保険負債（リスクマージン部分を除く）	将来キャッシュフローを所定のイールドカーブで割り引いて得られた現在価値の確率加重平均を計算
MOCE	将来の保険金支払い等の見積もりに伴う不確実性に対するリスクマージン	所要資本の計算で行ったリスク量の計算をパーセンタイル法でリスクマージンに変換
資産（調整後）	経済価値ベースで評価した資産	日本基準の数字を時価評価に変更
適格資本	損失吸収能力を提供する資本リソース	上記 ICS 用の BS から算出される適格資本リソースに Tier ごとの算入上限を加味することで計算
所要資本	ストレスシナリオ下で必要とされる資本	リスクカテゴリごとに計測期間1年かつ信頼水準99.5%の VaR として計算し、リスク間の分散効果を反映した分散共分散法により統合